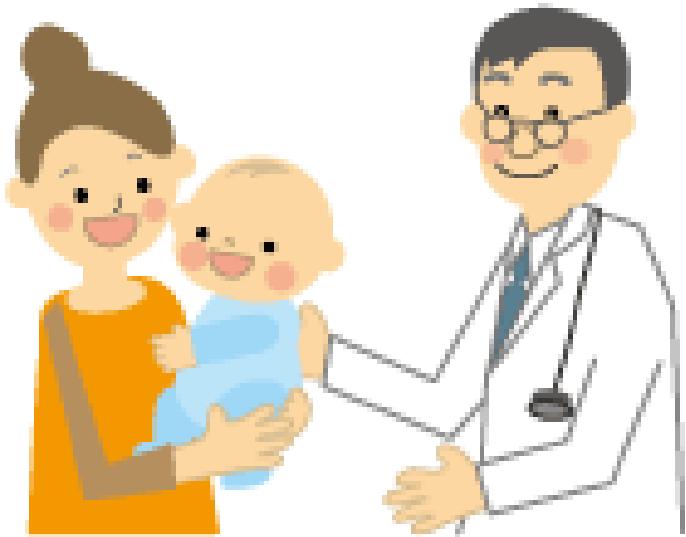


事業 優先順位		2		細事業: 予防接種健康被害関係事業					整理 番号		06								
目 的		予防接種により健康被害が生じた場合に、本人及びその家族の救済を図る。																	
目 標		健康被害が厚生労働大臣に認定された場合、医療手当及び障害年金等の給付を行う。 給付件数 1件／年																	
事業 実施主体		直 営		事業開始 年 度		平成5年度		根拠 法令		予防接種法									
事業費・財源					平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数 参考					平成24年度		比 較			
	事業費 (決算額) (千円)				4,448					総コスト (千円)				5,242					
	財源内訳	一般財源				1,112				内 訳	事業費				4,448				
		国府支出金				3,336					人件費				794				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0					一人あたり (円)				46				
						0					世帯あたり (円)				111				
						0				職員数 (人)				0.10					
						0				再任用職員数 (人)				0.00					
	今後の方向性		これまで同様、今後も法令どおり実施する。																
評 価	妥当性		効率性		有効性		対象者		障害年金給付者1件										
	A		A		B														



細事業：予防接種健康被害関係事業

1. 予防接種健康被害関係事業

厚生労働大臣に認定された予防接種による健康被害者に対して、障がい年金等の給付を行った。

給付件数 1 件

<予防接種法（抜粋）>

第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置

（健康被害の救済措置）

第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。